

子ども学とは何か(7)

——キリスト教主義学校と改革の課題——

黒田 敏夫

序文

梅光学院の憲法に相当する「学校法人 梅光学院寄附行為」には「梅光学院は、基督教の信仰に基づく人格教育を基盤とする学校教育を施すために設立された法人であって、この創立の精神は永く記念継承されるべきである」と述べられている。「基督教信仰にもとづいて」「学校法人 梅光学院」が創立され、「この創立の精神は永く記念継承されるべき」とされている。この「創立の精神」とは、いわゆる「基督教信仰に基づく」「基督教精神」のことである。更に第3条にも「この法人は、基督教の信仰に基づく人格教育を基盤とし、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行い、社会に有意な人材を養成することを目的とする」と続いている。

基督教の信仰に基づいて創立された「学校法人 梅光学院」はその「創立の精神」つまり「建学の精神」にもとづき「公教育」を担っているのである。

この小論においては、キリスト教学校においては、今なおこの「建学の精神」についての理解について幅があり、学校が教会のような伝道の間であるという考えが見られるのも事実である。基督教信仰者の心情としては理解できるが、公教育を担う学校の使命を十分理解できていない場合が多くある。私は基督教精神に基づく教育は教育の本来の目的に合うものであると確信している。現在、梅光学院の理事、梅光学院大学の教授、また梅光学院幼稚園の園長である立場と経験から、基督教精神に基づく大学教育、幼児教育の実践についての課題を運営に関する視点も加味しながら論述してみたい。これは、梅光学院大学子ども学部における総合学としての「子ども学」のテーマの教育、学校教育に係る具体的かつ大きな問題であると思う。

キーワード：基督教、学校法人寄附行為、理事会

第1章 キリスト教主義学校と学校法人理事会

「学校法人 梅光学院」が創設されたときから、根本原則になっているのが「学校法人 梅光学院寄附行為」である。ところで、この「寄附行為」とは、分かりにくい言葉である。この言葉はドイツ語の“Stiftungsgeschäft”で“Stiftung”が「寄附金、設立」という意味で“Geschäft”は「取引、商的行為」という意味である。よって、「寄附行為」という言葉は法人の「設立行為」において、その目的などの根本規則をしるした文書という意味と学校法人の設立そのものの行為

という意味があると考えられる。

「学校法人 梅光学院寄附行為」の中に梅光学院の教育事業への根本姿勢が示されている。学校法人を運営するのが理事会であり、その構成員が理事である。キリスト教主義学校の場合、特に問題になるのが、クリスチャン条項といわれるものである。それは学校法人を運営する理事や監事の多数がクリスチャンでなければならないとするものである。「学校法人 梅光学院」の場合、寄附行為第5条に理事や監事は「福音主義の基督教会の会員であることを要する。」とある。理事が11人から14人、監事が2人であり、これらの人たちが役員と呼ばれている。多くのキリスト教主義学校において、理事、監事を全員がキリスト者であることを求めるのは現実として難しい状況にある。そこで他のキリスト教主義学校において、理事の過半数をキリスト者とする、あるいは3分の2以上をキリスト者とするなどとしているところもある。梅光学院においては「学識経験者のうちから、理事会において選任した者」4人の中から2人はキリスト者でなくてもよいとなっている。この2人が理事長、学院長、学長、施設長になれないとは記載されていない。過去、学長になるために洗礼を受けたと言われた例があるが、そんな噂がたつより、この条項を運用すればよかったと思う。この点はこれから問題になる可能性を含んでいるが、優れた人材をキリスト者の中から探すのはかなり困難な状況にあることは確かである。これらのことは建学の精神の継承についての議論が生じる可能性があるが、今後は優秀な人材の確保のためにも、キリスト教に深い理解をもっているキリスト者以外の人たちを任用することは避けられないだろう。

また「福音主義の基督教会の会員」とあるが、これも曖昧な表現である。福音主義とは、簡単に説明すると16世紀の宗教改革の流れから出た言葉で、ルターやカルバンたちの立場で、当時のカトリック教会の悪しき伝統主義や権威主義に対して、本来の教会の伝統を認めつつ、そして三位一体論を受け継ぎながら、聖書の教えに立つ聖書主義や神の前にすべてのものが平等である万人祭司制を唱えるものであると考えることができる。しかし、現在において、この「学校法人 梅光学院 寄附行為」の記述はもっとゆるやかに解釈されている。現在のカトリックの教えを福音主義ではないと考えていないし、聖霊の直接的な働きを強調する聖霊派のキリスト教に対しても福音主義ではない、と言いきっていない現実もある。現実には、反社会的ではなく、三位一体論に立ち、聖書主義である超教派の良識あるキリスト者の信仰は福音主義とみなしているようである。また、聖書主義といっても、聖書に書いてある一語一語をそのまま信じなければならないとする「キリスト教根本主義」を唱える教派や聖書といえども、聖書記者や聖書の書かれた時代の状況の中で書かれたものであり、それらを考察しながら聖書を読んでいかなければならないとする立場もあり、その内容は大きな違いがある。しかし、これらの違いを超えて、福音主義に立つキリスト者として理事に選出されているのである。「学校法人 梅光学院」としては人間性や科学、民主主義を否定するようなキリスト教になってはいけないことだけは確かである。

「学校法人 梅光学院寄付行為」第18条に記してあるように「学校法人 梅光学院」には「理事会」の他に「評議員会」がある。「評議員会は、26人以上29人の評議員をもって組織」し、理事会、理事長の諮問に答え、意見を述べなければならない。第22条に記してあるように

評議員の中には理事を兼ねるものもいる。

以上のように学校法人の経営に関して、寄付行為によれば、理事会が最終意思決定機関であり、監事や評議員会はそれを監視し、諮問機関の働きをもっているのである。

第2章 キリスト教主義学校と教育

次にキリスト教主義学校は教育に対してどのような姿勢をもっているのだろうか。キリスト教会の中でもあまり、自覚されていない問題に思える。キリスト教とヒューマンイズムの関係は神学的に考えると対立する論理をもっていることから、その論争の歴史は長い。ルターに見られるように、キリスト教は神の恵みなしには人間の行為は無力であり、人間の完成はないと考えるのに対してヒューマンイズムは人間自身の能力において成長を達成できると考え、人間的努力と、それへの人間的手助けを有効と考える。このように教育論において大きく異なった論理が潜んでいる。キリスト教主義学校において学校が教会のようになってしまう論理的背景はそこにあると言える。このことは理事会の運営、学校の運営における、その手法において独特なものになってしまう背景であろう。

民主主義は西洋から産まれてきたものであるが、キリスト教からというよりも、人間的営みの可能性を信じるギリシャ的な思想からうまれてきたと言える。より正確にはキリスト教的なものギリシャ的なものの総合である西洋思想から成長してきたものである。

「学校法人 梅光学院」は新約聖書のエフェソの信徒への手紙5章8節の「光の子として歩みなさい (Ut filii lucis ambulate.)」を建学の精神を表すスクールモットーとして掲げてきた。光には2種類のものがあると考えることができる。創世記1章3-4節に「光あれ。」「こうして、光があった。神は光を見て、良しとされた。」とあるように、光を創造した神自身である「恩寵の光」と創造された光である「自然の光」の2種類があると考えることができる。Ut filii lucis ambulate.も人間としてもっている能力という光（自然の光）も神の光（恩寵の光）によって完成されると解釈できる。ここに聖書によるキリスト教精神に基づく教育の在り方が示されていると解釈できる。梅光学院のこのスクールモットーは優れた建学の精神であり、キリスト教が示すところの優れた教育観であると思う。

次にキリスト教主義学校と学校法人の関係について考えてみる。保守的な地方の小規模学校においてよく見られるのであるが、キリスト教の伝統を守っていかこうとする気持ちからであろうが、学校が教会のように思われていることがある。寄附行為にはっきりと「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校教育を行い」と書いてあるが、その理解が不十分なことがある。国や県の設置基準や幼稚園指導要領、学習指導要領に従う教育、文科省が認める教育課程による教育を私学は実践している。いいかえれば、私学も日本の公教育の一端を担っているからこそ、国や県、市などの公の補助を得ながら教育事業を行っているのである。それは国民の税金からの補助を得ているからこそ、国民に対して公正な経営と運営が行われていることを示す義務と責任がある。地方の小規模校においては、基本的には良心的な経営と運営が行われていると思う

が、第3者からの目やいろいろな視点からの自己吟味が甘くなるところから、狭い視野から脱せない場合が多いと思われる。少子高齢化の時代を迎え、学生募集が困難になっている現在、成功した学校のものまねではなく、地域や生徒が何を求めているかをしっかり捉え、これから地域の中で何を為し、地域に何が貢献できるかを自分たちの頭で考え、オリジナルな道を模索し、決定していくべきである。

第3章 キリスト教主義学校の運営—現状と問題—

学校法人の運営について、経営は理事会が担い、教学は教授会が担うと一般に言われるが、組織運営として民主的な運営がなされているかという課題は多い。「学校法人 梅光学院寄附行為」によれば、法人代表は理事長と学院長の二人であり、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」「学院長はこの法人を代表して、この法人の業務を掌理する。」とされる。「総理する」という言葉も「掌理する」という言葉もその意味と違いははっきりしない。地方の小規模校において、オーナー経営の場合は、理事長は学院長を兼ねている場合や、学院長を置いていない学校では学長を兼ねている場合もあるが、梅光学院の場合は、理事長は非常勤で、学院長が専任である。理事長も学院長も共に代表権を持ち、無制限の大きな責任をもっているが、日常業務を含め、その中にある重要な業務をこなしていくことを考えると学院長に、より大きな責任があると言えるので、より大きな実務上の権限があると言える。ここで考えてみたいのは権限とは何か、なぜ権限があるのか、ということである。理事会は学校法人梅光学院の最終意思決定機関であり、運営の最高の権限をもっているのであるが、その根拠を考えるとある意味、曖昧なものがある。明文化された選出方法により選出された理事でもないし、権限の根拠を考えるとよくわからないものがある。おそらく建学の精神のもと、学校法人梅光学院が誕生して以来、初代の理事会を構成した理事たちが、次の理事を推薦し、その繰り返しで新しい理事会が継承されてきたのであろう。現実として次の理事を推薦して行くのは学院長である。「学校法人梅光学院寄附行為」第6条に理事の選任についての規定はあるが、具体的な選出方法についての取り決めはない。学内のキリスト者や学院関係者、理解者の中から理事を選ぶことを考えると建学の精神を守りながらの理事の選考には、キリスト者の数が減っている現実においては、人材確保に限界があると言える。

国立の大学や私立の学校に対して、文科省、中央教育審議会、経済同友会などを中心に理事会機能の強化ということが強くいわれている。しかし、これは、国立大学や大きな私立大学などにおいて、各学部の教授会の力が強く意思決定に時間がかかり、改革の進まなかったときの課題であった。このことが言われてから久しいのであるが、大学の倒産が現実になっている現在、また強く言われてきているように思える。例えば経済同友会は、理事会機能の強化、法人代表権をもつ理事長の権限の強化を主張する。大学の場合なら、学部が教学の権限をもっているのであるが、それも理事会がもつべきだという。例えば学長や学部長の選出権も理事会がもつべきだというのである。これらは国家の莫大な補助金を受ける大きな大学においては社会的責任から見ても

大きな問題であろうが、このような指摘は地方の小規模大学には、必ずしも当てはまらないと思う。

例えば、「学校法人 梅光学院」の大学の場合を例にとると、2008年の合同教授会規定によると学長選出に関して、第6条で「学長の候補者に関し、理事会に答申する……」とある。学部長に関しては、2008年の学部教授会規定によると学部長選出に関し、第6条で「学部長の候補者に関し理事会に答申する……」とある。梅光学院大学においては、学長や学部長を選出する権限は合同教授会や学部教授会にはなく、候補者を理事会に答申することができるにすぎない。更に、私の知るところ過去23年の間、このような手続きを経て候補者を理事会に答申することすらなかった。院長を中心に候補者があげられ、それを合同教授会にかけ、報告承認を得るという形で決められてきた。よく言えば、梅光学院大学においては、院長を中心にして理事会と教授会が信頼関係で結ばれ、経営と教学の連携がうまく機能していたということになる。

しかし、少子化の時代になり、学生募集がうまくいかなかった現在では、大学改革のあり方について真剣に議論されるようになってきている。140年の歴史をもち、地方にあるキリスト教主義の小規模校である梅光学院は、今ある人的資源を地域のために用い、地域に必要な人材を与える学校を求めていくべきであろう。このことは誰もが認めることである。大学で言えば、今ある人的資源をどのように生かしていくべきかという大学の教育課程の内容についての議論が必要になってくる。ここで経営を担う理事会・院長と教学を担う教授会の意見の相違が生まれる可能性がある。

梅光学院大学の合同教授会規定や学部教授会規定、これまでの大学運営の歴史を振り返ってみると、まさに中央教育審議会や経済同友会が提言している大学の組織になっており、理事会と院長権限を中心にした運営がなされてきたのである。

第4章 これからの運営の課題

梅光学院において理事会は院長を中心にした学院運営の内容を追認する機関であった。それは理事会をまとめる理事長、学院をまとめる院長、そして学長、校長、園長たちの互いの信頼において梅光学院の経営と教学の運営がうまくなされてきた。しかし、経営がうまくいかなくなってくると、その経営の改革が必要になってくる。すべての教職員が経営の改善を願っているわけであるが、その改革の目標、内容、そしてその手段についての議論が生じるのである。

ここでは、その中味についての吟味はしないが、改革の基本的な進め方についての原則だけを述べておきたい。

梅光学院は学院長を中心にした体制で運営がリードされてきたのであるが、この新しい時代の局面に対して、複眼的かつ客観的な現状分析に基づき新たな改革案がでるかどうかが問題である。長く続いた体制の改革も必要になる。自浄作用が正しく働き、自分自身を含めた体制の改革ができるかどうかも問われている。なによりすぐれた改革案が必要であり、その改革を推し進めていくには強いリーダーシップも求められる。しかし、この改革が成功するかどうかは誰にもわ

からない。梅光学院という船のかじ取りをするのは、現実としては院長であろうが、乗組員の教職員に今、船がおかれている状況を十分に説明する必要がある。行き先（目標）についても、乗組員の意見や考えを十分に聞いてかじ取りをしていくべきである。あるいは、先に船長の考えを提案する場合は、それを乗組員に十分説明し、納得してもらえるものでなければならない。誰もが納得しない方向に進むのなら、これから迎える難局をととても乗り切ることができないであろう。乗組員を信頼しないでかじ取りをすることはできないし、乗組員も信用できない船長のもとでは船をうまく操っていきことはできないであろう。船長にはこの荒波の現実を直視し、この先を見通せる先見性と見識が必要とされる。この難局に当たって乗組員は大きな苦労を強いられるのであるが、船長と乗組員が力をあわせることによってこそ、より良い知恵が生まれ、ともに力を合わせ、この船で乗り切ることが可能になると思う。

参考文献

- ・「学校法人 梅光学院寄附行為」
- ・梅光学院大学 合同教授会規定
- ・梅光学院大学 学部教授会規定
- ・「私立学校法」
- ・文科省 「理事会の機能について」
- ・西澤宗英 「学校教育法第59条と私立大学」
- ・「学校法人の寄附行為及び寄附行為の認可に関する審査基準」（平成十九年文部科学省告示第四十一号）
- ・「学校法人制度の改善方策について」学校法人制度改善検討小委員会
- ・「学校教育法」
- ・「学校教育法施行規則」
- ・経済同友会「私立大学におけるガバナンス改革—高等教育の質の向上を目指して—」